

○東京藝術大学芸術未来研究場コンソーシアム規則

〔 令和 7 年 3 月 27 日
制 定 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京藝術大学芸術未来研究場規則第 2 条に掲げる目的の達成及び同第 3 条に掲げる業務の推進のため、芸術未来研究場コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 コンソーシアムは、芸術未来研究場の各横断領域又は各特別プロジェクトにおいて、多様なステークホルダーとのコラボレーションの創出、研究成果の社会実装の促進、情報収集及び提供等の事業を行うことを目的とする。

(設置)

第 3 条 横断領域長または特別プロジェクトリーダーがコンソーシアムを設置しようとするときは、コンソーシアム設置申請書（別紙様式 1）に当該コンソーシアムの規約を添付し、芸術未来研究場長に設置申請を行う。

2 芸術未来研究場長は、前項の申請があったときは、芸術未来研究場運営委員会における審議により、当該コンソーシアムが前条に掲げる目的に適合するかどうかの判断を行い、コンソーシアム設置申請に係る通知書（別紙様式 2）により、承認の可否について申請者に通知する。

3 芸術未来研究場長は、設置を承認したコンソーシアムが前条に掲げる目的に適合しなくなったと認めたときは、承認を取り消すことができる。

(規約)

第 4 条 前条第 1 項に規定するコンソーシアム規約には、当該コンソーシアムに係る次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 名称
- (2) 設置目的及び事業内容に関すること
- (3) 構成員に関すること
- (4) 運営体制に関すること
- (5) 総会に関すること
- (6) 会費に関すること
- (7) その他必要と認める事項

2 横断領域長又は特別プロジェクトリーダーは、設置の承認を受けたコンソーシアムの会長を務め、併せて総会の議長を務めることとし、コンソーシアム規約を変更したときは、速やかに変更後のコンソーシアム規約を芸術未来研究場長に提出しなければならない。

(廃止)

第5条 横断領域長又はプロジェクトリーダーは、コンソーシアムを廃止する場合は、コンソーシアム廃止届出書（別紙様式3）を芸術未来研究場長に提出する。

(参加手続き等)

第6条 民間会社、国、地方公共団体又は独立行政法人等の機関がコンソーシアムへの参加を申し込むときは、芸術未来研究場コンソーシアム参加申込書（別紙様式4）により、当該コンソーシアムを運営する横断領域長又は特別プロジェクトリーダーに申込みを行う。

2 参加申込書を受領した横断領域長又は特別プロジェクトリーダーは、当該機関の受入について、芸術未来研究場運営委員会の審議に諮る。

3 受入を承認された機関は、当該コンソーシアムの構成員の資格を得る。

(構成員の脱退)

第7条 構成員が、任意の事情によりコンソーシアムから脱退するときは、芸術未来研究場コンソーシアム脱退届出書（別紙様式5）により、当該コンソーシアムを運営する横断領域長又はプロジェクトリーダーに届出を行う。

2 構成員が次の各号の一に該当する事由を生じたときは、その構成員の資格を喪失させることができる。

(1) 指定する期日までに会費を納付しないとき。

(2) 第9条第1項に規定する秘密保持義務に違反したとき。

(3) 他の構成員の名誉又は信用を著しく損なう行為があったと認めたとき。

(会費)

第8条 構成員は、コンソーシアム及びその活動拠点の運営に要する経費又は研究費用として、各コンソーシアムの規約に定められた会費を負担する。

2 芸術未来研究場は、各構成員に納付依頼書を送付し、各構成員は指定する期日までに支払う。

3 前項の規定により支払われた会費は、東京藝術大学共同研究取扱規則に基づく共同研究費として受け入れ、会計上の処理を行う。

4 受け入れた会費は、その30%について、東京藝術大学受託事業規則に基づく間接経費として本学における一般管理費等に充てる。

5 事業年度の途中でコンソーシアムから脱退した場合、すでに納付された会費は、原則として返還しない。

(秘密保持)

第9条 構成員は、コンソーシアムの活動に関し、構成員であることによって知り得た情報を第三者に開示し、又は公表してはならない。

- 2 構成員は、当該コンソーシアムから脱退又はその資格を喪失した場合、その後3年間は構成員であることによって知り得た情報を第三者に開示し、又は公表してはならない。

(知的財産)

第10条 コンソーシアムの活動の結果生じた知的財産権（東京藝術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則第2条第3号に定めるものをいう。）の取扱いについては、原則、国立大学法人東京芸術大学に帰属し、これを無償で使用させ、又は譲渡することはできないものとする。

(事業報告)

第11条 コンソーシアムを設置する横断領域長又は特別プロジェクトリーダーは、毎事業年度終了後速やかに、当該コンソーシアムに係る事業報告書及び翌事業年度の事業計画書を芸術未来研究場長に提出する。

(事務)

第12条 コンソーシアムに関する事務は、各横断領域にあっては当該領域を所管する事務部署が、各特別プロジェクトにあっては経営改革プロジェクト課が事務局各課の協力を得て処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、コンソーシアムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式 1（第 3 条第 1 項関係）

令和 年 月 日

芸術未来研究場コンソーシアム設置申請書

芸術未来研究場長 殿

領域名／特別プロジェクト名

所属

職名

氏名

東京藝術大学芸術未来研究場コンソーシアム規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり、コンソーシアムの設置を申請します。

記

- 1 コンソーシアム名称
- 2 コンソーシアム設置年月日
- 3 コンソーシアム規約（別添）

別紙様式2（第3条第2項関係）

令和 年 月 日

芸術未来研究場コンソーシアム設置申請に係る通知書

殿

芸術未来研究場長

令和 年 月 日付申請のありました、（コンソーシアム名称）の設置を
（承認・不承認）したことを通知します。

別紙様式3（第5条第1項関係）

令和 年 月 日

芸術未来研究場コンソーシアム廃止届出書

芸術未来研究場長 殿

領域名／特別プロジェクト名

所属

職名

氏名

東京藝術大学芸術未来研究場コンソーシアム規則第5条の規定に基づき、下記のとおり、コンソーシアムの廃止を届け出ます。

記

1 コンソーシアム名称

2 設置年月日

3 廃止予定年月日

4 事業報告書（別添）

令和 年 月 日

芸術未来研究場コンソーシアム参加申込書

（横断領域長／特別プロジェクトリーダー） 殿

（申込機関の責任者）

機関等名

職 名

氏 名

東京藝術大学芸術未来研究場コンソーシアム規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、
下記のコンソーシアムへの参加を申し込みます。

記

コンソーシアム名称	
申込機関の 研究代表者	所属 職名 氏名
申込機関の 事務担当者 （連絡先）	所属 職名 氏名 郵便番号 住所 TEL E-mail
会員種別	
会費	円／年

令和 年 月 日

芸術未来研究場コンソーシアム脱退届出書

（横断領域長／特別プロジェクトリーダー） 殿

機関等名
職 名
氏 名

東京藝術大学芸術未来研究場コンソーシアム規則第 7 条第 1 項の規定に基づき、
下記のコンソーシアムからの脱退を届け出ます。

記

- 1 コンソーシアム名称
- 2 脱退する理由